

現代の奴隷工場IIブラック企業

— 私たちはモノじゃない

全印総連京都地連 個人加盟支部ユニオン京
プリントパック京都分会 分会長
中山悠平

2016年1月19日、京都府労働委員会でプリントパック社に対する「不当労働行為救済申立」第六回審問の証人尋問が行われました。

会社側は西原取締役、東原主任、岩田主任が出席。組合側は中山分会長・大橋分会書記長・井上個人加盟支部長が出席し、それぞれの代理人弁護士からの質問に答えました。また全国から分会を支援する30人の仲間が傍聴にかけられました。

「定時退社はストライキ」 珍回答に場内は失笑

被申立人証人であるプリントパック社・西原茂取締役への尋問で審問はスタート。

組合結成通告直後の当該労働組合員（分会長・書記長）の配置転換は「業務上通常の異動」と、会社側は団交で繰り返し返答していました。



市民集会で訴える中山分会長



会場をいっぱいにして分会を励ます

氏は従来の団交での回答を覆し、「組合員の異動はストライキの影響を回避するため」と初めて証言。団交を軽視するだけでなく、明確な不当労働行為を労働委員の前で、自ら認めました。

さらに「定時で帰ることはストライキと同じ会社に対する抗議行動」との発言には、傍聴者からは失笑が漏れ、会社側の代理人弁護士も複雑な表情をするばかりでした。

プリントパック社では「社は」「経営理念」を最優先し、働く者の権利や労働条件を抑える理由になっており、一時金などの査定にもそれらの理

分会潰しを図っています。

ブラック企業を 社会的に包囲

このようなブラック企業の攻撃に対して、プリントパック京都分会を中心として、2015年2月22日首都圏青年ユニオンの神戸紅委員長を講師に分会支援集会を開催し、会場から溢れる160人の参加で成功させました。

また7月22日には「全国本支店同時アクション」を展開し、札幌・東京・京都・大阪で地域の仲間との共同行動で「ブラック企業追放」のキャンペーンをひろげました。

これらの活動を受けて、プリントパック社は組合員

解度が考課されています。同社経営陣は、労働組合を敵視するばかりで、労働3法など守る気がないことが審問で明らかになりました。

また、午後からの組合に対する尋問では会社側代理人松野下弁護士の「(会社の数々の組合に対する行為は)不当ですか?」の問いに対し、申立証人井上支部長は「それをアドバイスするのが、あなた方顧問弁護士の仕事ではありませんか!」と反論しました。

今後は、4月11日に最後陳述があり、概ね3か月以内に強制力を伴い、不履行に対し罰則規定のある「命令書」交付予定となります。

支援の仲間が早朝宣伝
酷寒となった審問当日の朝、京都本社、五条工場、伏見工場で、出勤してくる従業員と夜勤を終えて帰路につく従業員に「労働委員会で会社の不当労働行為が裁かれます」と

声をかけながら、抗議ビラを支援の仲間が配布しました。ビラには、審問の争点、経過、不当労働行為の解説をまとめ、「まともな労使関係・労働条件をつくりたい」と同社の従業員に訴えています。

分会結成 自分たちの会社を変えることは 自分たちにしかできない

「印刷通販」で拡大を続ける株式会社プリントパックは、2010年3月に入社1か月半・当時26歳の青年が大型機械に頭を挟まれて死亡する労働事故を起こしました。

しかしその後も、2交代12時間シフト365日操業の超過密・長時間労働を続けています。その職場状況に対し私たちは、2013年10月全印総連ユニオン京に加盟しプリントパック京都分会を結成し、労働者の職場改善要求を掲げました。

▼印刷通販とは
企業ではなく個人ユーザーを主な顧客とし、営業・デザイン部門を持たず、インターネットで注文を受け付け、料金の支払いを受けてから印刷・納品するため「早く・安く」を実現。納期最優先のため、24時間フル稼働の体制を敷いている。

プリントパック社はその先鞭をつけた企業で、売り上げは約200億円。従業員700人を擁する業界のリーディングカンパニー(2位はラクスル)。

ブラックな労働条件

- 労働基準法より「社是・経営理念」優先
- 2交代制(12時間勤務)
- 機械は24時間稼働
- 夜勤専門の労働者
- 休憩時間も機械は運転
- 有給休暇取得困難
- 基本給は最賃スレスレ
- 固定残業代90時間分(三六協定は100時間)
- 残業の強制(いくら残業しても賃金は増えない)
- 若者雇用の使い捨て
- 退職金制度なし

京都府労働委員会に 不当労働行為救済の申立

プリントパック京都分会は、このような会社の姿勢を改めさせるため、京都府労働委員会に不当労働行為救済申立を

働いて良かったと思える 職場にしたかった

プリントパックで働く人たちに同じ会社で起こっている事を他人事だと思っただけでなく、自分たちの会社を変えることは、自分たちにしかできないという事に気づき、今の職場で改善しなければいけない事を一緒に考えてほしい!

経営者は労働者の声にもっと真摯に耳を傾けてほしい。これから同じ志を持った仲間を増やし組織を拡大して、プリントパックをより良い職

場にしていきたい! この会社に入った理由は、人それぞれかもしれない。けれど、縁があつて同じときに同じ場所に居合わせたのだと思う。そんな仲間との絆をもっと大切にしたい。

従業員は機械の一部でも、部品でもない。思うように動かなければ捨ててしまう1つのパーツのような扱いを許してはいけない。

人間らしく生きるといふこと、その最低限の権利すら保障されていないと感じる。小さな声でも、みんなで合わせれば必ず心に響く。そう信じてい。

組合を作ったのは、会社と敵対したいからではなく、ここで働いて良かった、この会社をみんなよくしたい、そんな目標の持てる場所にした

分会のあゆみ

日付	出来事
[2010年] 3月22日	死亡労災事故発生:当時の本社工場【現五条工場】プリントパック社は「機械の不具合によりしばらくの間受注ができません」とホームページ上で告知
4月15日	全印総連 申し入れ
11月8日	全印総連 本社工場【現五条工場】視察
[2013年] 4月22日	全印総連 向日市の新本社工場を視察
10月20日	分会結成大会
11月1日	会社に組合加入通知・団交申し入れ
11月6日	大橋分会書記長に異動命令
11月8日	中山分会長に異動命令
11月19日	第1回団体交渉
[2014年] 1月16日	組合と会社が協約書を締結
9月26日	京都府労働委員会へ斡旋申請→プリントパック社は斡旋を拒否
[2015年] 2月10日	京都府労働委員会へ救済申立・記者会見
2月22日	プリントパック支援市民集会(向日市民会館)
4月24日	不当労働行為救済申立 第一回審問
6月9日	第二回審問
7月22日	ブラック企業追放キャンペーン 全国支店同時アクション 札幌・東京・京都・大阪
8月4日	不当労働行為救済申立 第三回審問
9月28日	第四回審問
11月18日	第五回審問
11月20日	中山分会長、変形労働時間制の従業員代表に立候補
11月27日	京都下労基署に不正選挙に対する是正通告(分会長)
12月1日	京都下労基署に不正選挙に対する是正通告(分会書記長)
12月21日	団体交渉
[2016年] 1月19日	不当労働行為救済申立 第六回審問



個人ユーザーを顧客とするプリントパック社には世論の包囲が効果的。街頭でブラック企業をなくそうとアピール